証券コード　9070
平成30年６月８日

株　主　各　位

富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長　綿　貫　勝　介

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送賜わりたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年６月26日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
　当社本社　４階ホール
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第98期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第98期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(http://www.tonamiholdings.co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告（平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、企業収益・雇用情勢の改善を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、株価や為替の不安定な動向により、先行きは依然として不透明な状況となっております。

物流業界におきましては、消費関連貨物や生産関連貨物の荷動きが底堅さを示す反面、輸配送貨物の小口・多頻度化も進み、物流ニーズの多様化などにより、事業構造が一層変化していると見られます。

このような環境の中、当社グループの中期経営計画（平成27年４月１日～平成30年３月31日）に掲げる「Leading step up 2017　さらなる高品質経営をめざして!!」を成長の軸とし、高いシナジーを創出する「強い企業グループ」をめざし、グループ全体の「質・総合力」向上にむけて、３ヵ年計画最終年度の取組みに邁進しました。

当社グループは、高品質の物流サービス提供による顧客満足度の向上と、より一層の業務効率化をめざしており、「１人・時間当たりの生産性の向上」、「働きやすい職場環境の構築」、さらに高齢化および労働人口減少の進行を見据えた「人材採用活動の推進」および「メンター制度導入」による人材定着の向上など、「働き方改革」の進展による業容拡大に取組んでおります。

貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業においては、運賃・料金の是正、新規顧客拡販・既存顧客深耕による安定収益の確保に努め、重点とする３ＰＬをはじめとする事業の拡大に努めました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,308億86百万円と前期に比べ53億77百万円（4.3%）の増収となりました。

利益面におきましては、「働き方改革」の推進などによる費用や燃料単価高騰によるコスト負担、物流品質やサービス維持のための人的コスト増による外形標準課税の上昇等の中、運賃・料金の適正対価の収受促進による負担軽減等もあり、営業利益は56億31百万円と前期に比べ５億13百万円（10.0%）の増益となりました。

経常利益は61億10百万円と前期に比べ７億26百万円（13.5%）の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失や税効果会計の影響等もあり、31億59百万円と前期に比べ６億２百万円（16.0%）の減益となりました。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況等を勘案し、普通配当１株当たり40円の実施を予定しております。既に実施済みの中間配当１株当たり４円を含めた年間配当金は、株式併合（平成29年10月１日を効力発生日）による影響を考慮し記載を省略しております。

セグメントの業績は次のとおりです。
なお、以下におけるセグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

〈物流関連事業〉

当期における物流関連事業は、緩やかな輸送需要の回復の中、運賃・料金の適正収受や３ＰＬ事業の流通センター運営の充実に努め、営業収益は1,207億51百万円と前期に比べ51億59百万円(4.5%)の増収となりました。セグメント利益は、働き方改革の進展により、外部戦力を含めた人的コストや委託費等の下払い費用増の中、運賃・料金の是正効果や輸送効率向上による負担軽減等もあり、49億77百万円と前期に比べ５億１百万円(11.2%)の増益となりました。

〈情報処理事業〉

情報処理事業の営業収益は、26億73百万円と前期に比べ１億79百万円(6.3%)の減収となりました。セグメント利益は、２億92百万円と前期に比べ19百万円(6.2%)の減益となりました。

〈販売事業〉

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業などの販売事業における営業収益は、58億57百万円と前期に比べ１億22百万円(2.1%)の増収となりました。セグメント利益は、３億８百万円と前期に比べ13百万円(4.7%)の増益となりました。

〈その他〉

その他、自動車修理業、その他事業などで営業収益16億４百万円と前期に比べ２億75百万円(20.8%)の増収となりました。セグメント利益は、１億円と前期に比べ49百万円(32.9%)の減益となりました。

今後の経済情勢については、企業業績は底堅さを維持し緩やかな回復基調が続いているものの、国内労働需給の深刻化や原材料価格の上昇など、物流業界においても厳しい経営環境が継続すると予想されます。

当社グループは、高品質な物流サービスを提供し続けるためにも、働き方改革を経営の中心に据え、「2018年４月1日～2021年３月31日」までの３ヵ年を「安定成長企業へと進化する」期間と位置づけ、コーポレート・スローガン『持続的な成長企業への進化 !! Try & Growth “2020” 』を掲げ、６つの改革を柱とした「第21次中期経営計画」を策定し、事業継続のための経営基盤の強化に取組むことといたしました。

ＩＴの利活用などによる「労働生産性向上」、総労働時間の短縮や職場環境・待遇改善をはじめとして、「働き方改革」を積極的にすすめる一方で、主力の「特積部門の輸送機能の向上・業務の効率性・信頼性強化」、「３ＰＬ事業の強化とシェア拡大」、「資本・業務提携やM&Aの積極的な展開」による「事業競争力の強化」、物流サービスの「適正対価の収受促進」などにより、持続的な成長に資する企業をめざし、事業展開をはかってまいります。

そのような中、本年６月に「㈱ケーワイケー(千葉県柏市)」が、新たにグループ事業会社に加わる予定であり、今後とも輸送サービスの高度化をはじめとする付加価値拡大にむけ邁進してまいります。

このような事業活動を積極的に推進する中で、当社グループの平成31年３月期の連結業績予想につきましては、次のとおり見込んでおります。

（連結業績予想）

営業収益	135,000百万円（前期比 3.1%増）
営業利益	6,500百万円（前期比15.4%増）
経常利益	6,780百万円（前期比11.0%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	4,800百万円（前期比51.9%増）

（注）業績予想は現時点で入手可能な情報に基づいており、実際の数値は今後様々な要因により予想数値と異なる可能性があります。

事業別営業収益

事業別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減率（%）
物流関連事業	(120,751)	(92.3)	(4.5)
貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業	90,823	69.4	3.7
倉庫業	24,696	18.9	8.1
港湾運送事業	5,231	4.0	1.2
情報処理事業	(2,673)	(2.0)	(△6.3)
販売事業	(5,857)	(4.5)	(2.1)
その他	(1,604)	(1.2)	(20.8)
合計	130,886	100	4.3

（注） その他には、自動車修理業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は、44億１百万円で、その主な設備は、建物・構築物３億99百万円、車両運搬具11億68百万円、工具器具備品１億69百万円、リース資産21億45百万円であります。設備資金は、自己資金および銀行借り入れにより調達しております。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

平成30年３月、中核事業会社のトナミ運輸㈱小杉流通センター(富山県射水市)の拡充が完了しました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

中核事業会社のトナミ運輸㈱久喜流通センター(埼玉県久喜市)の拡充。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、企業成長力を維持するため、平成30年4月からスタートしました中期経営３ヵ年計画に基づき、株主様・お客様・社会・社員の満足の実現むけて、以下の通り３ヵ年の取組に邁進いたします。

①市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる。

- ◇ 市場開発を推進。
- ◇ 既存事業の強化。
- ◇ 営業開発力の強化。
- ◇ グループ情報共有や生産性向上手段等の高度化推進。
- ◇ 多様化する物流ニーズへの対応。

②働き方改革の推進をはかる。

- ◇ 人材の採用強化。
- ◇ 人材育成と適正配置を推進。
- ◇ ＡＩや自動運転技術・ビッグデータなどの利活用による一層働きやすい環境の実現。

③制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる。

- ◇ 業務管理コストの低減。
- ◇ 情報技術による作業効率化を推進。
- ◇ グループ評価システムの見直し推進。
- ◇ 情報システムの機能向上や運用の高度化。

④高品質経営の推進をはかる。
- ◇ 物流サービス・業務品質の向上。
- ◇ コンプライアンスの徹底・社内規律の維持向上。
- ◇ 経営リスクの最小化。［ＢＣＭ（事業継続管理）／ ＢＣＰ（事業継続計画）］
- ◇ 社会への貢献。
- ◇ 情報システムの支援による経営品質向上。
- ◇ 財務・資本政策の展開。

⑤グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる。
- ◇ 「機動性の高い組織運営」を推進。
- ◇ グループ共通事業の再編による事業投資・人材確保・維持コスト適正化。
- ◇ グループのシナジー効果を発揮。
- ◇ 経営資源の共有化による経営効率化。
- ◇ 物流施設の更新・新規投資を推進。

⑥M＆A推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる。
- ◇ 既存事業の裾野を拡大。

今後も業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に添いたいと考えております。
何卒、株主の皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第95期 平成26年度	第96期 平成27年度	第97期 平成28年度	第98期 平成29年度(当期)
営業収益	122,547	122,959	125,509	130,886
経常利益	5,149	5,534	5,383	6,110
親会社株主に帰属する当期純利益	3,238	3,526	3,762	3,159
1株当たり当期純利益	356円89銭	388円82銭	414円83銭	348円47銭
総資産	120,887	121,212	126,769	129,578
純資産	54,647	57,169	61,152	64,257

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしております。併合前の1株当たり当期純利益は、併合の効果(10株を1株)を加味した値に引き直しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
トナミ運輸株式会社	10,000百万円	100%	貨物自動車運送事業
京神倉庫株式会社	490	100	倉庫業
トナミ商事株式会社	50	100	物品販売事業
トナミ運輸信越株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
トナミ運輸中国株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
阿南自動車株式会社	23	100	貨物自動車運送事業
北陸トナミ運輸株式会社	30	100	貨物自動車運送事業

(注) 1．当社の連結子会社は上記の重要な子会社７社を含む23社であり、持分法適用会社は６社であります。

2．当期の連結営業収益は前期比4.3%増の1,308億86百万円、連結経常利益は前期比13.5%増の61億10百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比16.0%減の31億59百万円となっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

1．特定完全子会社の名称および住所

トナミ運輸株式会社

富山県高岡市昭和町３丁目２番12号

2．当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度の末日における帳簿価額の合計額

266億66百万円

3．当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

621億16百万円

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

事業区分	事業内容
物流関連事業	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業
情報処理事業	情報処理事業
販売事業	物品販売並びに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業
その他	自動車修理業、旅行業、その他事業

(11) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
	相模支店	神奈川県海老名市上郷4-1-2
	浦和支店	埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045
	中央支店	富山県射水市津幡江95
	富山支店	富山県富山市宮町334-1
	金沢支店	石川県金沢市神野町東202
	福井支店	福井県福井市今市町11-7-1
	南大阪支店	大阪府堺市堺区築港八幡町1-1
	東大阪支店	大阪府東大阪市本庄中1-4-90
	大阪中央支店	大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11
京神倉庫株式会社	本社	京都府京都市下京区和気町21-1
トナミ商事株式会社	本社	富山県高岡市昭和町1-2-10
トナミ運輸信越株式会社	本社	新潟県新潟市西区北場1087-1
トナミ運輸中国株式会社	本社	広島県広島市西区草津港3-2-1
阿南自動車株式会社	本社	長野県諏訪市中洲5502-18
北陸トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市上四屋4-42

(12)従業員の状況

①企業集団の従業員の数

事業区分	従業員数	前期比増減
物流関連事業	6,028名	△50名
情報処理事業	145名	1名
販売事業	99名	4名
その他	103名	△7名
全社（共通）	65名	△2名
合計	6,440名	△54名

②当社の従業員数

区分	従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	46名	△2名	50.0歳	25.9年
女	19名	0名	35.9歳	12.7年
合計または平均	65名	△2名	45.9歳	22.1年

(13)主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	2,975
株式会社北陸銀行	1,810
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,600
株式会社三井住友銀行	1,570
株式会社りそな銀行	760
三井住友信託銀行株式会社	700

（注） 1. 上記の借入先には株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローン（合計600百万円、借入先５行）は含めておりません。
2. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　29,920,000株

（注）　平成29年６月28日開催の第97回定時株主総会決議により、平成29年10月１日付で株式併合に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は269,280,000株減少し29,920,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数　　9,761,011株（自己株式 693,714株を含む。）

（注）　平成29年６月28日開催の第97回定時株主総会決議により、平成29年10月１日付で当社普通株式10株を１株の割合で株式併合し、発行済株式の総数が87,849,107株減少しております。

(3) 株主数　　4,935名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,003千株	11.06%
トナミ共栄会	710	7.84
明治安田生命保険相互会社	694	7.66
トナミ運輸従業員持株会	508	5.61
株式会社北陸銀行	336	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	325	3.59
東京海上日動火災保険株式会社	322	3.56
株式会社みずほ銀行	219	2.42
東洋ゴム工業株式会社	217	2.39
いすゞ自動車株式会社	196	2.17

（注）　1.　当社は、平成30年３月31日現在自己株式693千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2.　持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3.　上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,003千株

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年６月28日開催の第97回定時株主総会決議により、平成29年10月１日付で単元株式数を1,000株から100株にする変更を行いました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	綿貫勝介	トナミ運輸㈱代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長
専務取締役	高田和夫	経営企画グループ担当 トナミ運輸㈱専務取締役
専務取締役	泉伸一	物流戦略担当 トナミ運輸㈱専務取締役
取締役	寺林康男	京神倉庫㈱代表取締役社長
取締役	寺拝豊信	人事管理グループ担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	三枝保弘	経営企画グループ経営企画室長 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	輪達光春	経営管理グループ担当兼経営管理グループ財務部長兼内部統制担当 トナミ運輸㈱取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス㈱取締役社長
取締役	犬島伸一郎	コーセル㈱社外監査役
取締役	田中一郎	㈱ホンダ自販タナカ顧問 ニュージャパントラベル㈱取締役
常勤監査役	松田充夫	トナミ運輸㈱監査役
常勤監査役	武部正文	トナミ運輸㈱監査役
監査役	石黒洋二	石黒洋二税理士事務所代表 黒谷㈱社外取締役
監査役	松村篤樹	あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員

(注) 1．監査役海道俊雄氏は、平成30年２月17日逝去により退任しました。なお退任時は海道俊雄公認会計士事務所代表を兼職しておりました。同日付で、補欠監査役の松村篤樹氏が監査役に就任しました。

2．取締役　犬島伸一郎氏、田中一郎氏は、社外取締役であります。なお、田中一郎氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3．監査役　石黒洋二氏、松村篤樹氏は、社外監査役であります。なお、石黒洋二氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4．常勤監査役　松田充夫氏は、経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．監査役　石黒洋二氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．監査役　松村篤樹氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	11名	38百万円（うち社外　２名　13百万円）
監査役	５名	13百万円（うち社外　３名　９百万円）

（注）期末現在の人員数は取締役９名、監査役４名であります。上記の取締役および監査役の報酬額と員数には、平成29年６月28日開催の第97回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名と、平成30年２月17日逝去により退任した監査役１名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役　犬島伸一郎氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

②取締役　田中一郎氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

③監査役　石黒洋二氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち９回、監査役会８回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

④監査役　海道俊雄氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
ハ．当事業年度における主な活動状況
平成30年２月17日逝去による当社社外監査役退任まで、取締役会10回のうち８回、監査役会７回のうち６回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

⑤監査役　松村篤樹氏
イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。
ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
ハ．当事業年度における主な活動状況
社外監査役就任後に開催の取締役会１回、監査役会１回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　36百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　41百万円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保されており、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- ○ 車輌の運行に関わるリスク
- ○ 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- ○ 取引先の信用リスク
- ○ 人事リスク
- ○ 情報システムリスク
- ○ 財務リスク
- ○ 管財リスク

○　大規模災害

ロ．リスク管理体制の基礎として、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

ロ．内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。

ハ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ．法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム(監査室内)を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。

ホ．監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

ロ．子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ．グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。

ニ．子会社の取締役、執行役、業務執行社員等の職務執行に係る事項の当社への報告体制として、取締役の業務執行状況および事業内容について、毎月当社の関係会社管理部に報告し、当社取締役会への四半期毎の事業内容の報告を行う。

ホ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、リスク管理体制の一層の強化をはかる。具体的な対応については、グループ運営規程およびグループ会社管理要領に基づき、「大規模災害対応規程」「緊急時対応規程」「コンプライアンス規程」「トナミグループ社内通報規程」等に定める。

ヘ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、各子会社について取締役および監査役を非常勤派遣し、意思決定・業務執行の適正に関する監督・監査を行う。グループ会社の経営に係る重要事項については、当社で事前協議のうえ、当社取締役会承認を得ることとし、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」において、それぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行を遂行する。

ト．子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、当社の内部監査部門がグループ会社の取締役等および使用人の職務の業務執行の適正性および遵法体制に関して、随時監査を実施し、当社監査役に報告する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ロ．監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または

業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

ロ.「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。

また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

当社の定例取締役会を11回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について審査・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行い、取締役会への報告を行いました。

また、社長、担当取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスおよび経営リスク管理状況について、各社の取締役会および当社取締役会への報告を行いました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

文書取扱規程および文書保存規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書を時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会を通じて、各社社長または担当役員から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能と

する者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、㋑グループ事業の総合力、㋺偏りのない優良な顧客資産の構築、㋩地道な現場力と健全な財務体質、㋥中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．当社の経営の基本方針

当社は、お客様に「安全・確実・迅速なサービス」を提供することを通して事業の発展をはかり、株主の皆様へ「適正で安定した配当」を継続することを経営の基本方針としております。

この方針に基づいて、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供できるネットワークの構築をはかり、収益性の強化に努めることで、安定した経営を目指してまいります。

ロ．企業価値の源泉について

当社は、1943年にトナミ運輸株式会社として創業以来、今日まで75年の歴史を刻んでおります。2008年の持株会社体制への移行により、その経営のノウハウは、現在のトナミホールディングス㈱に引き継ぐとともに、事業子会社による事業運営の推進強化により、効率的かつ機動的な事業運営の実現により、事業の成長・発展につなげ、企業価値の維持向上を遂げてまいりました。

主力の特別積合運送事業を安定基盤として、重点とする３PL(サードパーティ

ロジスティクス)事業の展開による業容拡大に邁進しております。

現在、当社グループの連結ベースでは、事業子会社22社・関連会社6社で構成される企業グループを形成しており、生業とする事業をセグメントで大別しますと、「貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業」「倉庫事業」「港湾運送事業」からなる「物流関連事業」、および「情報処理事業」、「販売事業」、自動車修理業などであります。

当社グループの企業価値の源泉は、社是である「和の精神」のもと、経営理念である「輸送を通じ社会に寄与し、事業の発展をはかる」を掲げ、国内の事業会社や提携会社が一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使する高品質な物流サービスを提供することにより、永年に亘りお客様から厚い信頼を頂いていることにあると考えます。

その特徴は、以下の点に整理されます。

ⓐグループ事業の総合力

当社グループは、物流と情報の一元化を可能とする物流システム力を最大限に発揮するノウハウを構築し、収益性の高い３PL(サードパーティロジスティクス)事業を展開しています。

ⓑ偏りのない優良な顧客資産の構築

当社グループは、現在、国内の顧客を中心に、取引先２万社を超える顧客資産を有しており、その個々の顧客の経営環境や業績変動がおよぼす影響を最小減に留め、安定的な売上の確保に寄与しているものと思料いたします。

ⓒ地道な現場力と健全な財務体質

当社グループの事業は、我が国の産業および国民の生活基盤を支える「物流」という社会的インフラとして、取引先をはじめ社会からも信頼される企業の一つとして評価を頂いていると自負いたします。これまで培ってきた技術や経験・ノウハウを前提として、日々収支管理をはかり、継続的な成長による事業基盤の強化に取組んでおります。

そのためにも相応の設備投資や人的投資および業務資本提携やM＆Aなども不可欠となっており、当社はこれらにも迅速に対応可能な財務体質や資金力を有しております。

ⓓ中長期的な従業員との信頼関係

当社グループは、当社の生業とする物流事業が労働集約型産業であることに鑑み、労使協調路線と長期雇用制度を一貫して推進し、従業員と力を合せて発展と幸福を実現するよう努めております。このような信頼関係に基づく、中長期的な観点からの充実した社員教育により、品質の高い物流サービスを安定的かつ継続して提供することが可能であります。

ハ．中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「2018年４月１日～2021年３月31日」までの「中期経営３ヵ年計画」をスタートさせました。その概要は以下の通りです。

- スローガン『持続的な成長企業への進化!! Try & Growth “2020” 』
- 中期グループビジョン

グループの総合力を高めて、働きがいのある労働環境を提供し、事業の継続的な成長を実現する「人にやさしい企業グループ」をめざし、企業価値向上をはかってまいります。

- 基本方針
  - ▹ 市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる。
  - ▹ 働き方改革の推進をはかる。
  - ▹ 制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる。
  - ▹ 高品質経営の推進をはかる。
  - ▹ グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる。
  - ▹ M&A推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる。

③内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、平成20年10月１日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取組んでおります。

当社の取締役会は、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止することといたしております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務遂行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め、各監査役の監査対象となっております。

このほか、当社は、会社法に基づいて、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する体制等について決議しており、引続きその体制の一層の整備に努めております。

さらに、コーポレート・ガバナンスに関する取組みとして、当社は、執行役員制度を導入することにより環境変化に即応した迅速な意思決定を可能とするとともに、社外取締役を２名（うち１名は独立役員）選任し、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化に努めております。

イ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成29年６月１日開催の取締役会決議および平成29年６月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

ⓐ本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

ⓑ本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役および社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、平成29年６月28日開催の第97回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

ロ．具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営３ヵ年計画および内部統制体制の構築並びにコーポレート・ガバナンスの強化の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（ⓐ企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ⓑ事前開示・株主意思の原則、ⓒ必要性・相当性の原則）を充足していること、第97回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されており、有効期間は３年と定められていること、本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の皆様の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）　事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**43,473**	**流動負債**	**34,612**
現金及び預金	17,283	支払手形	812
受取手形	2,886	営業未払金	11,672
営業未収入金	19,142	短期借入金	9,700
リース投資資産	43	１年以内返済予定長期借入金	654
たな卸資産	552	リース債務	2,568
繰延税金資産	829	未払法人税等	1,522
未収還付法人税等	559	未払消費税等	827
その他	2,195	賞与引当金	1,295
貸倒引当金	△17	その他	5,558
固定資産	**86,104**	**固定負債**	**30,707**
有形固定資産	**70,669**	社債	5,000
建物及び構築物	19,521	長期借入金	5,953
機械装置及び運搬具	2,629	リース債務	4,979
土地	40,844	再評価に係る繰延税金負債	3,765
リース資産	6,697	役員退職慰労引当金	153
建設仮勘定	293	退職給付に係る負債	6,931
その他	683	債務保証損失引当金	57
無形固定資産	**1,004**	繰延税金負債	2,520
のれん	67	その他	1,347
その他	937	**負債合計**	**65,320**
投資その他の資産	**14,430**	**純資産の部**	
投資有価証券	9,654	**株主資本**	**54,596**
破産更生債権等	78	**資本金**	**14,182**
繰延税金資産	539	**資本剰余金**	**11,699**
その他	4,804	**利益剰余金**	**30,770**
貸倒引当金	△646	**自己株式**	**△2,055**
		その他の包括利益累計額	**9,623**
		その他有価証券評価差額金	**2,901**
		土地再評価差額金	**6,352**
		退職給付に係る調整累計額	**368**
		非支配株主持分	**37**
		純資産合計	**64,257**
資産合計	**129,578**	**負債・純資産合計**	**129,578**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		130,886
営業原価		118,141
営業総利益		12,745
販売費及び一般管理費		7,113
営業利益		5,631
営業外収益		819
受取利息	168	
受取配当金	180	
受取家賃	102	
持分法による投資利益	123	
為替差益	18	
その他	225	
営業外費用		340
支払利息	219	
貸倒引当金繰入額	33	
債務保証損失引当金繰入額	57	
その他	29	
経常利益		6,110
特別利益		210
固定資産売却益	141	
その他	68	
特別損失		1,052
固定資産売却及び除却損	54	
投資有価証券評価損	120	
減損損失	163	
のれん減損損失	639	
災害による損失	62	
その他	11	
税金等調整前当期純利益		5,268
法人税、住民税及び事業税		2,201
法人税等調整額		△102
当期純利益		3,169
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		3,159

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,182	11,699	28,310	△2,037	52,154
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△725	－	△725
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,159	－	3,159
自己株式の取得	－	－	－	△17	△17
土地再評価差額金の取崩	－	－	25	－	25
持分法の適用範囲の変動	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	2,459	△17	2,442
当期末残高	14,182	11,699	30,770	△2,055	54,596

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,355	6,378	231	8,965	32	61,152
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△725
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	3,159
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△17
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	25
持分法の適用範囲の変動	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	545	△25	137	657	5	663
当期変動額合計	545	△25	137	657	5	3,105
当期末残高	2,901	6,352	368	9,623	37	64,257

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……23社

主要な連結子会社の名称

トナミ運輸㈱、京神倉庫㈱、トナミ商事㈱、トナミ運輸信越㈱

トナミ運輸中国㈱、阿南自動車㈱、北陸トナミ運輸㈱

子会社のうち、托納美物流（大連）有限公司他３社については、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないと認められるので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数……６社

主要な会社等の名称

北海道トナミ運輸㈱、高岡通運㈱

非連結子会社である托納美物流（大連）有限公司他３社及び関連会社であるアルハイテック㈱については、いずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であって、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ……時価法
③たな卸資産……主として最終仕入原価法による原価法、一部個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産除く）……定率法によっております。
ただし、建物及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物……２年～67年
機械装置及び運搬具…２年～17年
②無形固定資産（リース資産除く）……残存価額を零とする定額法

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金……営業債権、貸付金などの貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金……従業員の賞与の引当として支給見込額基準により計上しております。
③役員退職慰労引当金……一部連結子会社について役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
④債務保証損失引当金……当社及び連結子会社は、債務保証等による損失に備えるために、保証先の財政状況を勘案して債務保証損失引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息

③ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、５年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額　63,045百万円
2. 担保に供している資産

建　　物	683百万円
車両運搬具	―
土　　地	3,678百万円
合　　計	4,362百万円
対応する債務	
短期借入金	1,970百万円
長期借入金	227百万円
合　　計	2,197百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証　27百万円

4. 受取手形裏書譲渡高　３百万円
5. 土地再評価法の適用について

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は、同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…平成12年３月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　…　8,608百万円

連結株主資本等変動計算書関係

1.　発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（百株）	当連結会計年度増加株式数（百株）	当連結会計年度減少株式数（百株）	当連結会計年度末株式数（百株）
発行済株式				
普通株式	976,101	―	878,491	97,610
自己株式				
普通株式	69,206	34	62,286	6,954

(注) 普通株式の発行株式の変動は、平成29年10月１日を効力発生日として普通株式10株につき１株の割合で行った株式併合に伴う減少878,491百株によるものであります。また、普通株式の自己株式の変動は、単元未満株式の買取請求に基づく買取による増加24百株と、平成29年10月１日付で行った株式併合に伴う１株に満たない端株株式の買取による増加10百株、また同株式併合による減少62,286百株によるものであります

2.　剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月28日定時株主総会	普通株式	362	４．０	平成29年３月31日	平成29年６月29日
平成29年11月10日取締役会	普通株式	362	４．０	平成29年９月30日	平成29年12月５日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年６月26日定時株主総会	普通株式	362	利益剰余金	40.0	平成30年３月31日	平成30年６月27日

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については銀行借入による調達を行っております。また、設備資金については設備計画に照らして必要な資金を銀行借入または社債発行により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形および営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行う体制となっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当する取締役に報告されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,283	17,283	―
(2)受取手形	2,886	2,886	―
(3)営業未収入金	19,142	19,142	―
(4)投資有価証券 (その他有価証券)	7,129	7,129	―
資産計	46,441	46,441	―
(1)支払手形	812	812	―
(2)営業未払金	11,672	11,672	―
(3)短期借入金	9,700	9,700	―
(4)社債	5,000	5,008	8
(5)長期借入金	6,607	6,638	30
(6)リース債務	7,547	7,668	120
負債計	41,340	41,500	160
デリバティブ取引	―	―	―

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、ならびに(3)営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

負債

(1)支払手形、(2)営業未払金、ならびに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金、ならびに(6)リース債務

社債、長期借入金ならびにリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

なお、変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			合計額	うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	600	200	(※)	―

(※)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています(上記(6)参照)。

(注２)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,524百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(4)投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。

１株当たり情報関係

1.　１株当たり純資産額　7,083円96銭

2.　１株当たり当期純利益　348円47銭

(注)当社は、平成29年10月１日を効力発生日として普通株式10株につき１株の割合で株式併合をいたしました。これに伴い、株式併合の効果(10株を１株)を加味した値に引き直して、１株あたり純資産額および１株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**21,311**	**流動負債**	**16,409**
現金及び預金	14,588	営業未払金	9
営業未収入金	23	短期借入金	4,940
前払費用	10	１年以内返済予定長期借入金	452
短期貸付金	5,667	未払金	14
未収入金	6	未払法人税等	105
未収還付法人税等	558	未払消費税等	14
その他	455	未払費用	31
固定資産	**40,805**	預り金	10,823
有形固定資産	**474**	賞与引当金	19
建物	110	その他	0
構築物	11	**固定負債**	**12,107**
機械装置	0	社債	5,000
車両運搬具	27	長期借入金	5,730
工具器具備品	30	繰延税金負債	1,165
土地	294	再評価に係る繰延税金負債	71
無形固定資産	**33**	退職給付引当金	40
借地権	33	債務保証損失引当金	57
投資その他の資産	**40,297**	その他	43
投資有価証券	7,959	**負債合計**	**28,517**
関係会社株式	31,872	**純資産の部**	
長期貸付金	607	**株主資本**	**30,609**
差入保証金	22	**資本金**	**14,182**
その他	213	**資本剰余金**	**11,684**
貸倒引当金	△379	資本準備金	3,545
		その他資本剰余金	8,138
		利益剰余金	**6,797**
		その他利益剰余金	6,797
		繰越利益剰余金	6,797
		自己株式	**△2,055**
		評価・換算差額等	**2,989**
		その他有価証券評価差額金	**2,831**
		土地再評価差額金	**158**
		純資産合計	**33,598**
資産合計	**62,116**	**負債・純資産合計**	**62,116**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		3,386
営業原価		－
営業総利益		3,386
販売費及び一般管理費		864
営業利益		2,521
営業外収益		357
受取利息	101	
受取配当金	173	
受取家賃	47	
その他	35	
営業外費用		178
支払利息	59	
社債利息	23	
貸倒引当金繰入額	33	
債務保証損失引当金繰入額	57	
その他	4	
経常利益		2,699
特別利益		3
投資有価証券売却益	3	
特別損失		1,157
固定資産売却損	1	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	32	
関係会社株式評価損	1,119	
税引前当期純利益		1,545
法人税、住民税及び事業税		45
当期純利益		1,499

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,182	3,545	8,138	11,684
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	14,182	3,545	8,138	11,684

（単位：百万円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,023	6,023	△2,037	29,852
当期変動額				
剰余金の配当	△725	△725	－	△725
当期純利益	1,499	1,499	－	1,499
自己株式の取得	－	－	△17	△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	774	774	△17	756
当期末残高	6,797	6,797	△2,055	30,609

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,294	158	2,453	32,305
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△725
当期純利益	－	－	－	1,499
自己株式の取得	－	－	－	△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	536	－	536	536
当期変動額合計	536	－	536	1,293
当期末残高	2,831	158	2,989	33,598

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ……時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。
ただし、建物および構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物および構築物……３年～50年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……営業債権、貸付金などの貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の引当として支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

債務保証損失引当金……債務保証等による損失に備えるために、被保証先の財務状態を勘案して、債務保証損失引当金を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表関係

1. 関係会社に対する短期金銭債権　6,152百万円
   関係会社に対する長期金銭債権　607百万円
   関係会社に対する短期金銭債務　10,821百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　579百万円
3. 保証債務
   関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証　32百万円
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。
   ・再評価を行った年月日…平成12年３月31日
   ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　138百万円

損益計算書関係

関係会社との取引高	営　業　収　益	3,386百万円
	営　業　費　用	46百万円
	営業取引以外の取引	197百万円

株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類および株式数

	当期首株式数（百株）	当期増加株式数（百株）	当期減少株式数（百株）	当期末株式数（百株）
自己株式				
普通株式	69,030	34	62,127	6,937

（注）普通株式の自己株式の変動は、単元未満株式の買取請求に基づく買取による増加24百株と、平成29年10月１日付で行った株式併合に伴う１株に満たない端株株式の買取による増加10百株、また同株式併合による減少62,127百株によるものであります。

税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
賞与引当金	6
退職給付引当金	12
役員退職慰労金	10
投資有価証券	3
関係会社株式	4,447
貸倒引当金	132
その他	29
繰延税金資産小計	4,642
評価性引当額	△4,642
繰延税金資産合計	―
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,165
繰延税金負債合計	△1,165
繰延税金資産の純額	△1,165

関連当事者との取引関係

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	トナミ運輸㈱	富山県高岡市	10,000	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 賃貸料収入 役員の兼任	経営指導料（注１）	2,064	―	―
							ＣＭＳによる預り（注２）	―	預り金	4,905
							家賃の受取（注３）	46	―	―
							担保の受入（注４）	2,826	―	―
子会社	トナミビジネスサービス㈱	東京都中央区	30	金融サービス業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付（注５）	9,651	短期貸付金	2,629
							利息の受取（注５）	43	―	―
子会社	トナミ運輸信越㈱	新潟県新潟市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注２）	―	預り金	1,504
子会社	トナミ運輸中国㈱	広島県広島市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注２）	―	預り金	1,393
子会社	北陸トナミ運輸㈱	富山県高岡市	30	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注２）	―	預り金	686
子会社	トナミ第一倉庫物流㈱	愛知県名古屋市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注２）	―	短期貸付金	1,190
子会社	京神倉庫㈱	京都府京都市	490	倉庫事業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注２）	―	短期貸付金	724

（注）役員の兼任等につきましては、平成30年３月31日現在で記載しております。

取引条件および取引条件の決定方針等

注１ 経営指導料につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。

注２ ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメントシステム）による貸付および預りについては、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、貸付金利および借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

注３ 家賃の受取につきましては、市場価格を勘案し、使用面積に基づき合理的に決定しております。

注４ 当社の金融機関からの借入債務を担保するためにトナミ運輸㈱の所有する土地、建物等について担保権が設定されております。

注５ 資金貸付および利息受取につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

１株当たり情報関係

1. １株当たり純資産額　3,705円50銭

2. １株当たり当期純利益　165円39銭

(注)当社は、平成29年10月１日を効力発生日として普通株式10株につき１株の割合で株式併合をいたしました。これに伴い、株式併合の効果(10株を１株)を加味した値に引き直して、１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

トナミホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　健　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　宅　孝　典　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

トナミホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　健　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　宅　孝　典　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月21日

トナミホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　　松　田　充　夫　㊞
常勤監査役　　武　部　正　文　㊞
社外監査役　　石　黒　洋　二　㊞
社外監査役　　松　村　篤　樹　㊞

(注)社外監査役 松村篤樹氏は、平成30年２月17日 社外監査役 海道俊雄氏の逝去に伴い、補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項につきましては他の監査役から説明を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況、その他諸般の状況を総合的に勘案して、１株当たり40円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金40円　　総額　362,691,880円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月27日

第２号議案　　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、定款第２条（目的）について事業目的の追加・変更等を行うものであります。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
（目　的）	（目　的）
第２条　（省　略）	第２条　（現行どおり）
1.	1.
～（省　略）	～　（現行どおり）
27.	27.
（新設）	28.　自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに売電に関する業務
28.	29.　（現行どおり）
第３条～第32条　（省　略）	第３条～第32条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（選　任）	（選　任）
第33条　（省　略）	第33条　（現行どおり）
２　（省　略）	２　（現行どおり）
（新　設）	３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新　設）	４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任　期）	（任　期）
第34条　（省　略）	第34条　（現行どおり）
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いいたしたく存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間とします。また、本決議の効力は、当社定款の定めにより選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなり、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることといたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株 式 の 数
尾　田（おだ）　利　之（としゆき） （昭和30年12月５日生）	昭和53年４月 東京国税局　入局 平成12年10月 金沢国税局　富山税務署　統括国税調査官 平成16年７月 金沢国税局　七尾税務署　総務課長 平成19年７月 金沢国税局　特別国税調査官 平成21年７月 金沢国税局　資料調査第二課長 平成24年７月 金沢国税局　七尾税務署長 平成28年７月 中野一輝税理士事務所　入所（現在） 平成28年８月 税理士登録	なし
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 尾田利之氏は、国税局における豊富な経験に加え、税理士としての専門的知見から当社の監査に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。		

（注）１．候補者尾田利之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．尾田利之氏は、補欠の社外監査役候補者であり、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

３．尾田利之氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以　上

第98回　定時株主総会会場ご案内図

会　場　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
当社本社　４階ホール

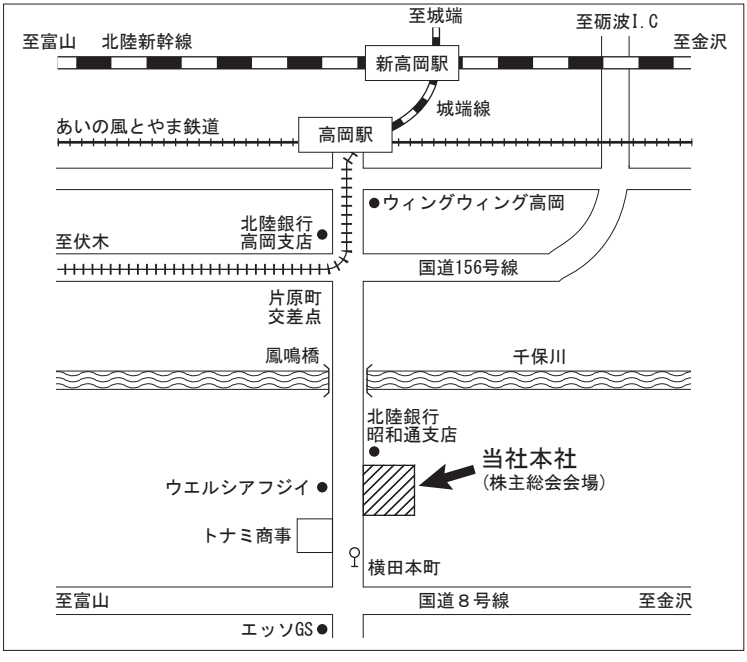

交　通　＊高岡駅より徒歩約20分
＊バス利用の場合
新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば（福岡・石動方面行）
「横田本町」下車、徒歩約２分